

京都市住宅マスタープランに掲げる各施策の実施状況一覧表(市営住宅)

① 施策 番号	②施策名	③実施状況(平成25年12月末時点)		④ 開始 年度	⑤施策の関連事業・制度・取組	⑥関連事業・制度・取組の概要	⑦平成25年12月末実績	⑧平成26年1月以降の取組予定	⑨決算額 (単位:千円)			⑩予算額 (単位:千円)	⑪所管局	所管課	短期or中 期実施状況	新規orそ の他	H24調査 時実施状況	H25調査 時実施状況					
		「実施中」以外は理由を 記入してください。							22	23	24	25											
		実施状況	実施理由																				
99	より住宅確保の優先度が高い世帯へ市営住宅を供給するため、方策としての優先入居制度の拡充(障害のある市民や母子世帯等福祉対象世帯の優先入居の拡充)【新規】	実施		H22	・特定目的住宅募集(ひとり親世帯) ・DV被害者優先入居募集 ・犯罪被害者優先入居事業	・母子世帯に対し行ってきた優先入居を、平成22年度に父子世帯を追加し「ひとり親世帯」として対象を拡充した。 ・平成23年度から、DV被害者優先入居について、夫婦間の暴力(ダメスティックバイオレンス、DV)による被害を受けている世帯を随時募集により行う。 ・平成23年度から、犯罪被害者優先入居について、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった世帯を随時募集により行う。	・ひとり親世帯 募集戸数 36戸 ・DV被害者 2件申込 ・犯罪被害者 0件申込	引き続き各優先入居の募集を行う。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	実施	実施					
100	子育て世帯優先入居の対象年齢の引き上げや入居枠の拡大、期限付入居の導入【新規】	実施		H22	子育て世帯優先住宅の募集	毎年9月公募において優先入居を実施しており、平成25年度からは子育て世帯の優先入居資格を小学校就学前の子供のいる世帯から「中学生修了前までの子どもがいる世帯」に拡大した。	子育て世帯 募集戸数 16戸	引き続き優先入居の募集を行う。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	実施	実施					
101	住宅規模・世帯人員に応じた公募・住み替え制度の創設【新規】	検討	適正な入居者管理を行うため住宅変更の制度改正を検討中である。	—	—	—	—	市営住宅住宅変更要綱を制定する。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	検討	検討					
102	市営住宅の耐震化、バリアフリー化及び適正な維持管理による長寿命化の促進	実施	—	H23	市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実	環境負荷低減にも配慮し、市営住宅ストックを長く有效地に活用していくために、適切な維持管理や耐震化、バリアフリー化等の改善事業を実施する市営住宅ストック総合活用計画に基づき、住宅セーフティネット機能の充実を図る。さらに、建て替え、集約を行う団地においては、団地再生計画を策定し、改善事業の実施とともに、コミュニティの活性化に資する機能の導入や集約等により発生した敷地の活用や空き住戸の転用による多様な住宅供給を促進するなど、総合的に事業を進める。	・平成23年2月に策定した、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、耐震改修及びバリアフリー化を実施している。 ・京都市市営住宅ストック総合活用計画で定めた目指すべき指標の達成に向け、着実に事業を推進する。 <目指すべき指標> (策定期⇒H23.2) 耐震化率 (56%⇒70%) エレベーター等設置率 (51%⇒53%)	・京都市市営住宅ストック総合活用計画で定めた目指すべき指標の達成に向け、着実に事業を推進する。 <目指すべき指標> (H32末まで) 耐震化率 90% エレベーター等設置率 70%	—	1,022	2,616	1,585	都市計画局	すまいまちづくり課	短期	その他	実施	実施					
103	住宅確保要配慮者のそれぞれの属性に応じた住宅の情報を一元的に提供できる仕組みの検討【新規】	実施		H24	京都市居住支援協議会の活動(不動産関係団体、福祉関係団体、京都市住宅供給公社により設立。)	官民協働で、住宅と福祉の両面から、高齢者を中心とする住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取り組みを進める。	・平成24年9月に不動産関係4団体、福祉関係2団体、京都市住宅供給公社とともに設立。 ・高齢を理由に入居を拒まない賃貸住宅である「すこやか賃貸住宅」及び高齢者の住まい探しに協力する「すこやか賃貸住宅協力店」の登録制度を創設とともに、ホームページで当該情報を発信している。 (登録状況) ・すこやか賃貸住宅170件(3,914戸) ・すこやか賃貸住宅協力店68店 ・高齢者の住まいの相談会を、平成25年度中に市内東西南北各エリアで1回ずつ計4回実施する予定であり、うち3回について実施済み。 ・不動産オーナーへ向けに、国の事業である住宅セーフティネット整備推進事業のセミナーを実施。 ・高齢者の民間賃貸住宅への入居を円滑にする施策についての検討。	・「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅協力店」登録の促進 ・高齢者の住まいの相談会の実施(平成25年度残1回の実施及び平成26年度についても定期的に実施する予定) ・高齢者の住まいの相談会を実施する予定。 ・引き続き、高齢者の民間賃貸住宅への入居を円滑にする施策について、検討を進める。	—	—	0 (居住支援協議会活動経費)	80 (居住支援協議会活動経費)	都市計画局	住宅政策課	短期	新規	実施	実施					
104	社会的困窮度の減額率への反映、応益性を取り入れた最低家賃額、生活保護基準を参考とした収入認定を導入することにより、公平性、応益性、福祉との整合性を勘案した家賃減免制度の改正【新規】	検討	社会経済情勢や国の生活保護制度の見直しの状況を見極める必要があるため。	—	—	—	—	社会経済情勢や国の生活保護制度の見直しの状況を見極めながら検討を進める。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	検討	検討					
105	収入超過者及び高額所得者への対応	実施		H23	高額所得者等への明渡指導の強化	収入超過者については、市営住宅条例で明渡しの努力義務が課せられており、文書で通知を行っている。 高額所得者については、市営住宅条例で明渡し請求ができるため、平成24年1月に策定した「京都市市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱」に基づき、高額所得者に対して明渡請求を行う。	収入超過者については、明渡しに努めるよう文書を送付した。 高額所得者については、自動的に住宅を明け渡すよう個別面談を実施し、病気、退職等の世帯を除き、1年以内を目途に明け渡す内容の計画書を提出させた。	高額所得者について、指導を1年間行ったにもかかわらず、住宅を明け渡さない者に対しては明渡し請求を行う。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	短期	その他	実施	実施					
106	市営住宅等における安否確認などの生活支援サービスの実施【新規】	実施		H24	(保健福祉局長寿福祉課) 「高齢サポート(地域包括支援センター)」による一人暮らし高齢者の全戸訪問	地域全体で高齢者を見守る体制を強化するため、「高齢サポート(地域包括支援センター)」の保健師、社会福祉士などの専門職員が、市内の一人暮らしの高齢者全世帯を、生活環境などの状況に応じて順次訪問を実施。	—	今後、保健福祉局とも連携を図りつつ、取組を継続していく。	—	—	—	—	都市計画局	住宅管理課	中長期	新規	未着手	実施					
107	留学生住居整備支援プロジェクトの推進	実施		H7	京都市大学施設整備支援・誘導制度	大学そのものの機能を充実するための施設整備を総合的に支援、誘導する。	大学施設整備支援・誘導制度により、市内の大学が行う留学生住居の整備の支援を実施	引き続き、大学の留学生住居整備を支援していく。	—	—	—	—	総合企画局	市民協働政策推進室(大学政策担当)	短期	その他	実施	実施					
		実施		H21	世帯留学生の入居支援事業	地域コミュニティの活性化や空家の有効活用を図るため、平成21年度から留学生の住宅確保要配慮者を対象として入居支援策	25戸中15戸入居中(内4戸は平成25年度に新規入居)	退去済住戸の空家整備を行い、年2回大学へ募集を行っていく。	9,773	15,583	3,400	5,400	都市計画局	住宅管理課									
108	政策目的入居促進事業(市営住宅への留学生、子育て世帯等の入居支援)の促進	実施		H21	世帯留学生の入居支援事業	地域コミュニティの活性化や空家の有効活用を図るため、平成21年度から留学生の住宅確保要配慮者を対象として入居支援策	25戸中15戸入居中(内4戸は平成25年度に新規入居)	退去済住戸の空家整備を行い、年2回大学へ募集を行っていく。	9,773	15,583	3,400	5,400	都市計画局	住宅管理課	短期	その他	実施	実施					

京都市住宅マスターplanに掲げる各施策の実施状況一覧表(市営住宅)

① 施策 番号	②施策名	③実施状況(平成25年12月末時点)		④ 開始 年度	⑤施策の関連事業・制度・取組	⑥関連事業・制度・取組の概要	⑦平成25年12月末実績	⑧平成26年1月以降の取組予定	⑨決算額 (単位:千円)			⑩予算額 (単位:千円)	⑪所管局	所管課	短期or中 期実施状況	新規orそ の他	H24調査 時実施状況	H25調査 時実施状況					
		「実施中」以外は理由を 記入してください。							22	23	24	25											
		実施状況	理由						実施状況	理由	実施状況	予算額											
109	改良住宅ストックの転用や民間賃貸住宅の借り上げによる、供給の少ない地域への公営住宅の供給【新規】	一部実施		H15	市営住宅入居者募集(京都市住宅供給公社)における改良住宅の空き家の活用	地域コミュニティの再生、活性化を進め、併せてストックとしての有効活用を図るため、改良住宅において一般公募を実施する。	10戸の一般公募を実施	引き続き実施	-	-	-	-	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	一部実施	一部実施					
		一部実施	-																				
110	新たな「市営住宅ストック総合活用計画」の策定推進	終了	-	H22	新たな「市営住宅ストック総合活用計画」の策定推進	新たな「市営住宅ストック総合活用計画」の策定を推進する。	市営住宅の今後の活用方針等を示した京都市市営住宅ストック総合活用計画を平成23年2月に策定した。	-	1,499	-	-	-	都市計画局	すまいまちづくり課	短期	新規	終了	終了					
111	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」(平成17年4月から運用)に基づき、市営住宅に雨水貯留槽を設置し、活用	実施	-	H17	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき、市営住宅に雨水貯留タンクを設置し、活用	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき、市営住宅の建設に当たって雨水貯留タンクを設置し、活用する。	市営住宅の建設時に、雨水貯留タンクの設置を行う。(実施設計完了2棟)	市営住宅の建設時に、雨水貯留槽の設置を行う。(実施設計完了2棟)	0	6,909	151,693	306,376	都市計画局	すまいまちづくり課	短期	その他	実施	実施					
		実施	-																				
112	市営住宅における防犯環境設計の推進	実施	-	H15	市営住宅における防犯環境設計の推進	市営住宅における防犯環境設計を推進する。	市営住宅の建設時に、防犯に配慮した設計(※)を取り入れている。(実施設計完了2棟) ※周辺からの見通しの確保、共用廊下に面する窓への面格子を設置など	市営住宅の建設時に、防犯に配慮した設計(※)を取り入れている。 ※周辺からの見通しの確保、共用廊下に面する窓への面格子を設置など	0	6,909	151,693	306,376	都市計画局	すまいまちづくり課	短期	その他	実施	実施					
		実施	-																				
126	多様な世代の入居を促し、コミュニティバランスの確保を図る方策としての優先入居制度の対象拡大(若年夫婦・多子世帯優先入居の導入)【新規】	検討	平成26年9月公募での実施に向けて、関係機関と調整中。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	検討	検討					
127	特定公共賃貸住宅への転用などコミュニティミックスに配慮した住宅供給【新規】	検討	市営住宅ストックへの転用などコミュニティミックスに配慮した住宅供給【新規】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	都市計画局	すまいまちづくり課	中長期	新規	検討	検討					
128	市営住宅ストック(敷地・住戸・店舗)への福祉施設等の併設、又は、住戸や店舗の転用によるコミュニティ活性化に必要な機能の導入(子育て施設等)	実施		-	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入(子育て施設等)も視野に入れて市営住宅の機能の充実を図る。	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入(子育て施設等)も視野に入れて市営住宅の機能の充実を図る。	市営住宅を活用した社会福祉施設の設置促進や子育て支援施設等の導入に向けて、関係局などと連携し取り組んでいく。	-	-	-	-	都市計画局	住宅管理課	短期	新規	実施	実施					
		実施	-																				
129	オープンスペース、共同施設、空き住戸などを地域の交流空間として整備	実施		-	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入(子育て施設等)も視野に入れて市営住宅の機能の充実を図る。	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入(子育て施設等)も視野に入れて市営住宅の機能の充実を図る。	市営住宅を活用した社会福祉施設の設置促進や子育て支援施設等の導入に向けて、関係局などと連携し取り組んでいく。	-	-	-	-	都市計画局	住宅管理課	中長期	新規	実施	実施					
		実施	-																				